様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　７ 年　６ 月 ２３ 日現在

機関番号：１５１０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2019～2024
課題番号：１９Ｋ０２４７６

研究課題名（和文）「道徳科」における教育評価の歴史的研究－戦前日本における修身科を中心に－

研究課題名（英文）A Historical Study on Educational Evaluation of Moral Education—Focusing on the Subject of Morals in Prewar Japan—

研究代表者
山根　俊喜（YAMANE, Toshiki）

鳥取大学・教育支援・国際交流推進機構・特任教員

研究者番号：７０２４００６７

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　3,200,000円

研究成果の概要（和文）：修身科における評価を、操行の評価、個性調査など性格や行動の診断と共に総合的に検討して、戦前の小学校における、道徳教育の教育評価の実態とその特徴を明らかにした。修身科ではもっぱら道徳的知識と作法が評価され、道徳的感情、意志など情意的側面は行状や操行の評価として実施された。課程の修了認定や席次の決定の際には操行成績の方が重視された。修身科の試験では、明治中期頃までは個人道徳が問われ、明治末に至って国家的内容が増加する。また個性調査では、理念的には、道徳的発達を捉えようとする志向はみられるが、実態としては人物評定として機能した。総じて、修身科、操行、個性調査などを総合的に捉える志向は弱かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義
　現代の学校は、知育だけでなく市民性、社会性の一部である道徳性の形成に寄与することが期待されている。2015年、道徳教育の機能の充実のため特別な教科として道徳科が設けられ、そこで何をどのように評価するのか、指導要録の行動の評価との関係を含めてそのありかたが問われることになった。道徳性の評価は動もすれば、人物査定に陥りがちである。こうした原理的困難をどのように乗りこえるか。戦前の修身科を中心に、操行査定、個性調査など、道徳性の診断、評価、査定の実態を考察し、道徳教育の評価の困難性を乗りこえる基礎的な知見を得ることができた。

研究成果の概要（英文）： This study reveals some of the facts and features of educational evaluation of moral education in Prewar Japan by analyzing evaluations of demeanor, character and behavior descriptions including personality surveys. The subject of morals emphasized the importance of knowledge of this subject as well as manners while affective aspects such as emotions and intention were evaluated as part of behavior and demeanor. Certificate of completion of the subject of morals was given and the seat order was determined based mostly on the grades of demeanor, paying less attention to other aspects.
Examinations of the subject of morals centered on individual morality up until the middle of Meiji Period. Toward the end of Meiji Period more examination questions encompassing nationalism were added.As a result, the subject of morals in Prewar Japan proves to be inadequate as a well-developed, integrated evaluation measure of the subject, and demeanor and personality surveys of the students.

研究分野：教育学

キーワード：道徳科　教育評価　修身科　試験　考査　操行　行状　個性調査

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１（共通）

１．研究開始当初の背景

（1）戦前教育の中核的教科であった修身科を中心とする道徳教育の評価の実態や機能についての研究は少ない。評価に真の教育意図が現れるので、近代日本の道徳教育の本質に迫るためには、修身科の教育評価研究は不可欠の課題である。

（2）2015 年、道徳科が「特別な教科」として制度化され、その評価をどのように行うかが現実的課題となった。その実践的課題についての歴史的教訓をひきだすことは、喫緊の重要な課題だと考えた。

２．研究の目的

本研究では、学制期以降の小学校における、修身および修身科を中心とする道徳教育の理論と実践を対象として分析、考察することにより、道徳科における教育評価の特異性、すなわち、つとに指摘される道徳教育の評価の困難性や原理的不可能性をどのように処理してきたのか、それはどこまで「成功」したのかを明らかにする。

３．研究の方法

（1）学制期以降の戦前の道徳の評価を通史的に検討することにより、問題の展開と解決過程を明らかにする。

（2）理論的には教育学書や教育雑誌資料等における関係史料を収集検討し、実践的には府県レベルの試験・考査関係史料だけでなく、断片的にならざるを得ないとしても可能な限り学校史料を渉猟して評価の実態を明らかにする。

（3）方法論的には、実践的に常にその概念が混同されがちな①アセスメント（児童理解）のための測定、②教育（及び学習）活動の調整のための評価、③処遇（賞罰、進級・卒業判定、対外照明）のための評定（査定）という三つの視点を自覚的に区分して分析する。

（4）①個性調査（児童理解）、②修身科の評価、③行状・操行の評価を対象として検討することによって、道徳性の形成と評価を構造的に把握する。

４．研究成果

研究計画では、明治期から昭和戦前期までを扱う予定であったが、新型コロナの流行、及び勤務先大学での管理業務（学部長、副学長）によって当初予定のエフォートがとれなかったことなどにより、大正期以降については資料の本格的な検討ができなかった。以下、明治期を中心に、得られた成果をまとめておく。

（1）学制期

①修身の口授と試験

学制の教則では修身口授という科目が掲げられていたが、府県の教育実践に多大な影響を与えた師範学校教則では道徳にあたる教科は設けられていなかった。しかし、道徳教育が全く無視されたわけではない。

たとえば、明治 9 年の第一大学区府県教育会議での成議案では「生徒ノ知識ヲ開発スルモ徳性ヲ養成セザルトキハ却テ畢生ヲ誤ルニ至ルベシ」[(1)]として、善良な教師に依る感化の重要性を説いている。また、師範学校の教授方法を示した青木輔清『師範学校　改正小学教授方法』（1876（明治 9）年）では、学校の役割には知識の教授だけでなく「品行」（ｷﾞｮｳｷﾞ）の形成も含まれていることを明示し、そのために訓戒をほどこすだけでなく、教師自らが品行を正しくしその感化力によって子どもを善導することが示されている[(2)]。こうして、「口授」科などで、翻訳教科書）、生徒心得等によって、修身に関わる勧善談話が行われた。ただし、評価に関わっていえば「口授」科については、試験を行なわない場合もあった（例えば長野県）。また「読書」などで修身に関わる書籍を指定した場合でも、問われるのは文字のよみと辞儀の解釈であって、「品行」に関わる知識を問うものではなかった。

②discipline（躾方）と行状評価

欧米の教育学・学校管理法、そして教育事情を紹介のなかで、discipline（躾方、管理などと訳された）が受容されている。例えば、生駒恭人は、授業を成立させる前提として生徒管理（discipline）を論じている。そこでは、生徒管理の二つの要諦として生徒の接遇法と「懲罰の規律」をあげ、後者に関しては簡明な規則（喧嘩口論など 10 項目）を設けることによって、生徒が自律的にこれに従うように促すことが重要とし、其評価の為に「賞罰簿」を設けて生徒の行状を日常的に評価することを提案している（-3 点～＋3 点の点数評価）[(3)]。師範学校や各府県では、各教科と「行状」を日々点数評価する「日課優劣表」、「日課表」等と称する帳票が作成されていたが、賞罰簿はこの日課優劣表の「行状」部分の評価に当たる。日課表における行状評価の評価項目は、概ね生徒心得や生徒罰則に対応しているが、評価規準そのものは「挙動交際上ニ就キ各生徒ノ標準タルヘキモノアルトキハ優点ヲアタヘ、不品行及ヒ徴治ノ処分ヲ受ケシモノハ劣点ヲ付ス」（東京府）[(4)]と一項目のみ場合でも生徒心得や罰則が参照されたものと思われる。

「日課表」における評点（日課点）は、平常点として月次試験に反映され、月次試験評点は進級試験に反映された。神奈川県の事例をみると、学業について日課点と月次試験得点を合計して

席次を決めるのだが、その際、日課表の行状成績の合計がマイナスとなる場合は席次を下げ、進級試験においては、日課点と月次試験得点を加味した定期試験得点によって「最優」～「劣」までの4段階で評定する際、日課表の行状点が基準より劣っている場合は、学業成績が「最優」でも「劣」と評定した[5]。次に、敦賀県の「生徒出席行状点数規則」では、出席、行状を日々5点満点で評価し、月次試験では全体の定点125点のうち20点（16%）、進級試験では定点255点のうち45点（18%）を出席行状点に宛てている。これはほぼ一教科分の得点にあたっていた[6]。

こうした、品行と学業を日常的に評価する日課点のルーツは、まず、欧米の教育事情（例えば『那然　小学教育論』で紹介されている「行状表」（record of deportment））に求められる。また、席次の決定や進級に品行を加える発想は、進級・卒業にあたって「精勤」、「出精」を重視した藩校の経験[7]を受け継ぐものとも解される。

③まとめ

以上の様に、道徳教育およびその評価の中心は、生徒心得や罰則といった規則に基づく日々の品行（行状、行儀）とその評価であり、その成績は席次や進級に少なくない影響を与えた。品行重視の背後にあったのは、欧米由来のdisciplineの思想であって、消極的には授業の前提を形成する為の生徒管理上の目的、積極的には規則を自律的に遵守して良き習慣を形成するという目的を目指すものであった。なおこうした事態の背景には、江木千之が回顧したように[8]、当時、教育者の間に道徳と法の区別がついていなかったということがあげられる。

（2）教育令期

①修身科の特設と修身科試験のはじまり

1879（明治12）年9月の教育令で、「修身科」が特設されることになった。例えば埼玉県では、これに基づく教則で「修身ハ生徒ヲ善道ニ誘ヒ、其知覚ノ感スル所ニ従ヒ、先哲ノ言行ヲ挙ゲテ口授シ、書籍ヲ用フルトキハ其要領ヲ講ジテ、之ヲ理解セシムベシ」とした[9]。教育令は翌年12月に改正され、これに基づき1881（明治14）年5月に「小学校教則綱領」が制定されたため、府県の教則、及び試験規則の改正とその実施は1882（明治15）年以降のこととなった。周知のように改正教育令ではこれまで末尾にあった修身科が筆頭教科となった。修身科は「格言、事実等」に就いて「徳性ヲ涵養」し、兼ねて「作法」を教授することされた。また文部省は1882（明治15）年「小学修身書編纂方大意」では、修身科は「国体ヲ明ニシ」「尊皇愛国」ノ心を養成するものであり儒教を中心とすること、教授法については、「修身学ヲ研究」させるものではなく、信用、謹慎、畏敬、愛望の感覚を誘導することを主眼とし、修身書中の「聖賢ノ善行」や「嘉言」を素材にして口授または読書すること、そして生徒に教科書を「暗誦」させることなどを記している。この後文部省が作成した修身に嘉言を集めた『小学修身書』や、これより先に出版されていた西村茂樹『小学修身訓』（これも嘉言集）でも、教科書の「熟読暗記」が求められている。また、儒教の経典（『論語』など）が教科書として使用されることになった。

こうした政策動向を背景として、教科となった修身科の試験が始まることになった。その際、文部省は、修身科ノ試験ついて「修身ハ唯格言ヲ記シ事実ノ善悪ヲ判断スルコトヲ知ルノミ」でなく、あわせて「本来ノ行状ノ良否」を考えなくてはならいとし、「試験ノ優劣」だけでなく「平素ノ優劣」を併せて評価するよう指示した[10]。こうして修身科の成績には、日常的な行状評価にもとづく行状（品行）点が含まれることになり、これまで独立して評価されていた行状が修身科の内部に取り込まれることになった。

②修身科の試験の実態

修身科の評価には行状点が含まれることになった。行状点の比率は、例えば、山形県60%（25点満点中15点）[11]、長野県では、初等科33%（初等科第6級で9点満点中3点）[12]、新潟県は50%[13]と三分の一から二分の一強といったところであった。行状が特段に良い場合、試験点に加点する場合もあった（青森県）[14]。

試験問題をみてみよう。埼玉県は、試験問題を例示している（「小学校試験要領　試験選題法心得」明治17年）[15]。下等6級と5級では、「口答四題、内二題ヲ言葉遣トスとして「一　朝起キテ学校ニ行迄ノ作法ヲ述ヨ／二　道ニ貴人又ハ年長ニ逢フトキハ如何ニスルヤ／三　学校ヨリ還リ、父母ニ告グルノ語ヲ云ヘ／四　父母ノコトヲ何ト云フヤ／　右、一大ノ最上点を四点トシ（以下同様ニ最上点ヲ掲ゲル）、之レニ平素ノ行状点ヲ加ヘ成点トスル」としている。下等4級では「素読三行、二カ所中ニ就キ、熟字若クハ短句ノ意味五カ所トシ、過失ナキ者ヲ十二点トス、他ニ作法二題、一題二点トシ、之ニ行状点ヲ加フ、作法ハ敬礼ノ仕方又ハ茶台ノ持方等ヲ為サシム、二題中一題ハ言葉遣イニ換ヘ、使ニ行クトキノ口上等ヲ言ハシムルモ可ナリ」。このように、低学年では日常の作法を中心にし、下等4級以上は、教科書の読みと読解そして作法を実技を含んだ形で試験しこれに行状点を加えることとしている。府県毎に若干の差異はあるが、修身の問題には作法を加えること、「素読三行･･･熟字及短句ノ意味」とあるように儒教の読書主義を背景に教科書の格言（例えば「天才ハ恃ムニ定マラスト云フ、何ヲ以テ然ルヤ」中等科第4級）や例話（「ベンジャミンフランクリン氏平素ノ心掛ケ如何」同）[16]の暗記を前提に、読みと解釈が問題にされている点は他府県でも共通している。

③行状（品行）の評価方法

この時期、引き続き学制期以来の行状評価を含む「日課表」（例えば秋田県）[17]あるいは「勤惰行状表」「懲罰簿」などによって、あるいは、この勤惰行状表の流れを汲む「品行簿」（例えば兵庫県、規程よると修身科では「月次試験ニ於テハ品行簿ニ拠リ一ケ月内毎日ノ品行点数ヲ調査シ、其平均点ヲ月次試験採点表ニ掲載スルモノトス」とある）[18]など日々の日常的評価によっ

て品行点が付された。
④性質品評表の出現
この時期の東京師範学校附属小学校の動向をみると、開発教授法の受容と相まって、評価でも新たな動きが始まっている。東京師範学校附属小学校では、1884（明治 17）年に、行状欄のない「日課表」を改訂した[19]。他方、開発教授法の代表的著作『改正教授術』には、修身科における品行の評価の為に「戒飭表」（罰の記録）と「性質品評表」が提案されている。「性質品評表」は、日々の観察により、一学期間に 1，2 回、「心性、挙手、言語、約束、勤惰、体質」の 6 項目について、例えば「心性」であれば、沈静、捷慧、朴直、柔和、粗暴等の評語で評価するものであった。ただし、修身成績への反映の仕方は記されていない[20]。注目すべきはこれが、生徒の外形だけでなく内面まで質的に捉えて「教員ノ参考ニ供ス」ものとされていることである。この帳票は修身の評定の為の成績資料というよりは、後の「個性調査簿」のさきがけであり、生徒の心性開発のための性格・行動の診断資料だと評価できる。
⑤まとめ
この時期修身科評価では、品行（行状）評価を取り入れることによって態度や行動まで測ってその妥当性を高めようとした。しかし、品行は教育全体の成果であるから修身科評価から切り離すべきという考え方もあった。例えば、長野県では明治 18 年、品行点を独立させている（翌年廃止）[21]。修身科の試験では、開発教授導入後も暗記主義的傾向ら抜け出せておらず、修身科試験が暗記主義を助長しているとして、その試験廃止論も主張されている[22]。
(3)第一次小学校令期
修身科における儒教やその読書主義を排そうとした森文相により小学校令が制定された。「小学校ノ学科及ビ其程度」では修身は生徒用教科書を使用せず、「内外古今人士ノ善良ノ言行」についての「談話」、「作法」、そして教師自らが言行の「模範」となることとした。さらに、「学力」と「人物」を分離したうえで「人物」を優位に置き、評価においては行状と学力を分離して評価すべしとして、人物査定法を制度化した（明治 20 年 8 月、23 年 8 月廃止）。
①修身科の試験
修身科の試験は存続し、少なくとも府県で人物査定法が制定されるまではその成績に品行点が組み入れられた。例えば山形県では、明治 19 年の試験規則で、修身科の定点の半分を平素の行状点とした。この後、人物査定法が実施されるに及んで、修身科の行状点は廃止され、人物査定法に組み込まれ（「平素其性行ニ就テ視察」し毎学期「査定」）たが、人物査定法が廃止されるに及んで旧に復している[23]。長野県も明治 19 年 4 月の小学校規則で修身科の評点の半分は平素の行状点とした。しかし、人物査定法の制定にともない、品行、勤勉・才幹という 3 観点で人物行うことになったが、修身科の試験に関する規定は従前通りであった[24]。
試験問題をみると、口授のためか、作法も含め単純な事柄（格言や徳目の解釈など）を問う問題が殆どである。なかには、修身の試験問題（1 年級～4 年級）はすべて「作法」とする学校もあった「（秋田県「日景尋常小学校試験規則及採点法」）[25]。
②人物査定法と操行観察・調査、査定
人物査定を客観的に行うために、各府県では人物査定法を規定し、人物評価の観点を 3 項目～数項目に分析して、平素の観察、記録を元に複数の教員で定期的に査定することとした（府県により名称は異なるが、「操行査定」と称するのが一般的となった）。府県で定められた観点は多様で有、長野県の「才幹」のように知的能力を含む場合もあった。青森県は、「才幹」「品行」に分けた上で、品行をさらに「気質」と「行状」に分けている[26]。宮城県桃生郡の規則では、「性質」「自己ニ関スル務」「教師ニ対スル務」「父母長上ニ対スル務」「兄弟朋友ニ対スル務」といった観点（「性質」と「諸徳目」という構成）で構成されている。評定法については、観点毎に毎日点数評価するといった学制期以来の日課表の評価法を採る場合もあったが、操行の観察録に事実を記録し、これを資料に定期的に評定するといった方法も採られた[27]。生徒の行動だけでなく性格を捉える志向は、東京師範学校の「性質品評表」を引き継ぐものといえる。
人物査定の実施によって、操行は修身科のみに関するものではなく、学業に全般の価値に匹敵し上回るものといった思考が広まり、これが、第三次小学校令の「操行」評価につながっていく。
（4）第二次小学校令期
教育勅語のもと制定された第二次小学校令に基づき小学校教則大綱が制定された。その文部省説明では、平素の学業行状をも斟酌した進級卒業認定、道徳訓練上の参考にする為児童の「心性、言語、習慣、偏癖等」を記載して道徳訓練上の参考にするように指示された。これに伴い、性質品評表、操行査定簿等といった帳票（以下操行査定簿と記す）が作成されることになった。
①修身科の成績評価
この時期、修身科における品行点の比率が高まっている。鳥取県の例（「鳥取県小学校規則」明治 25 年 4 月）では、修身科の定点は他教科の 2 倍の 20 点で、そのうち 14 点（7 割）が品行点（「平素実践ノ状況」）となっている。また明治 27 年には、修了認定にあたって品行点が 5 割以上なければ不合格（他の教科は 3 割以上）と品行点の比重を高めている。
試験問題をみると、とくに尋常科（4 年制）では従前の傾向である作法と日常道徳（慣習的内容）に関する出題が多いが、稀に教育勅語に関する出題もされている（例えば静岡県大津小学校の例：「勅語ニ関スル日頃ノ用意ヲ試ミ且注意ヲ後来ニ精確ナラシメンガ為左ノ各項ヲ問フ／明治二十三年十月三十日ハ如何ナル日ゾ／勅語奉読ニ差支エハナキヤ且略其意ヲ解シ得ルヤ／（以下略）。また例えば徳山小学校の例では「君臣の分とは如何（我国ノ国体、臣民ノ天皇陛下

ニ対スル義、君臣ノ事跡ニ就キ答ヲ求ム）（何れも明治 24 年、卒業試験問題）」[28]。教科書を使用している場合は登場人物の事蹟を問うなど教育令期の読書主義に近い出題もみられる。

②操行査定簿の実践

修身だけでなく学校の全活動に関わる道徳訓練上の参考資料として操行査定簿が作成された。この資料は、日常の観察により生徒の性格や行動の特徴を診断し、指導のための参考資料とするという機能の他、試験の際、教科とならぶ品行点の算定資料ともなった。長野県日野小学校の事例では試験によって席次を決める際の半分は品行点であった[29]。

（5）第三次小学校令以降

この時期、試験よる進級卒業判定から、平素の成績考査によるそれに移行した。学籍簿の様式が定められ、教科欄と並んで「操行」欄が設けられ、操行評価が制度化された。

①修身科の評価

操行が独立して評価されることになったため、修身科は道徳的知識と作法を評価することになった。ただし、行状が全く除外されたわけではなく、作法の実践などは修身の成績に反映された。また、教科書の暗記ではなく、なるべく知識の応用を問おうとする志向も見られる。

②操行査定から個性調査へ

操行を評価する為に、操行の日常的観察記録とその総括のための操行調査簿、操行査定簿といった帳票が作成された明治 30 年代中頃における査定の観点をみると、二つの傾向がみられる。一つは、道徳性の「評定」のために、徳目を挙げる場合である。例えば浜松尋常高等小学校では、教育勅語に掲げられた徳目を元に、「勤勉」（教育勅語の学ヲ納メ業ヲ習ヒに対応）、「服従」「私徳」「公徳」「修容」という観点でその習得程度を評価しようとしている。もう一つは、操行調査の目的を、査定だけでなく、「各児童特有ノ性質」（個性）を観察し、これに適応する教育」を施す為のものとするものである(香川県師範学校附属小学校)。このため、調査の観点には、例えば稟性、知力、感情、行為、言語、習慣、偏癖といった個人の性行の特徴の診断だけでなく、家庭や土地の状況の記入が求められている（三重県師範学校附属小学校）[30]。こうして、この後「児童からの」教育を標榜する実験教育学の受容などを媒介に、操行査定から個性観察と個性調査簿が発展していくことになる。こうして道徳教育の評価から見ると、学制期の日課表における行状評価は操行査定簿へ、子ども一人一人の指導の出発点をなす個性の診断と児童理解のための個性調査簿へと発展した。評価論上から見ると、その過程は、評価項目・観点の検討と通じた診断と評価の客観性追求の試みであった。

注）

(1)「学務吏員成議案」『教育雑誌』22 号附録、1876
(2)青木輔清、榧木寛則閲『『師範学校　改正小学教授方法』1876。1 丁。
(3)生駒恭人は『小学校教授術大意　上』1876、5 丁以下。
(4)東京府『明治十年四月制定　小学試験法』1877。
(5)神奈川県教育センター『神奈川県教育史　資料編 1』1971、pp/74-91,pp.106-107。
(6)福井県教育史研究室 編『福井県教育百年史　第 3 巻』pp.79-88.
(7)R.P.ドーア『江戸時代の教育』岩波書店、1970、pp.80-81。
(8)国民教育奨励会『教育五十年史』民友社mp.154。
(9)埼玉県教育委員会『埼玉県教育史　第 3 巻』197、p.680.
(10)『文部省示諭』pp.61-62。
(11) 山形県教育委員会『山形県教育史資料　第 1 巻』1974, p.242。
(12)『長野県教育史　第 1 0 巻』p.213 以下。
(13)『新潟県教育百年史　明治編』1970（昭和 45）年、p.534
(14)青森県教育編纂委員会『青森県教育史　第 3 巻』1970、p.349。
(15) 埼玉県教育委員会『埼玉県教育史第　第 3 巻』1970、p.652。
(16)「定時試業試験問題　初等、中等、高等　明 18」(『重文旧開智学校資料』資料番号Ⅶ4M45)
(17) 秋田県教育委員会『秋田県教育史　第 1 巻』1981、p.372
(18)『神戸区教育沿革史』1971、p。182。
(19)『東京茗渓会雑誌』第 14 号、1884 年 3 月,pp.46-48。
(20)若林・白井『改正教授術　続編　巻二』1884、8 丁。
(21)前掲『長野県教育史　第 1 0 巻』p.301。
(22)山田平太郎「教授ト試験ノ関係」『大日本教育会雑誌』第 58 号、1887 年 3 月。
(23)山形県教育委員会『山形県教育史資料　第 2 巻』1975、p.80。
(24) 『長野県教育史　第 11 巻』p.36 以下。
(25)秋田県教育委員会『秋田県教育史　第 2 巻』1982、p.443。
(26)『弘前市教育史　上』1975, p.568。
(27)宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第 1 巻』1976、p.291
(28) 静岡県志太益津郡役所第一課「明治二十四年志太益津郡内尋常小学校卒業試験問題集」1890 年及び 1891 年。
(29)山根俊喜「1980 年代における小学校の試験制度とその実態」花井・三上編著『学校と学区の地域教育史』川島書房、2005。
(30)教育学術研究会『小学校事彙』同文館、1904。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計1件（うち査読付論文　0件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　1件）

１．著者名 山根俊喜・川上優美	４．巻 12
２．論文標題 資料　明治末～大正期の学力調査における修身科の試験問題	５．発行年 2020年
３．雑誌名 地域教育学研究	６．最初と最後の頁 32-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

〔学会発表〕　計0件

〔図書〕　計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

７．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関